高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年４月16日

高知市長　岡　﨑　誠　也

高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，本市の地球温暖化対策の推進及び災害時における事業者（市内に自己の事業の用に供する事務所，店舗，工場，倉庫等（以下「事業所」という。）を有し，事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）の事業の継続性の向上を図るため，自家消費を目的とした太陽光発電設備又は蓄電池設備を導入する事業者に対して，高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は，次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

⑴　市税，県税及び国税並びに社会保険料を滞納していないこと。

⑵　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれにも該当しないこと。

⑶　補助金の交付申請の日から補助金の交付決定の日までの期間において，本市から競争入札の指名停止の措置を受けていないこと。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は，補助対象者が市内に所有する事業所のＺＥＢの実現に向けて，当該事業所に自家消費を目的とした太陽光発電設備又は当該太陽光発電設備に連系する蓄電池設備を導入する事業であって，次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

⑴　当該事業が，補助金の交付申請の日の属する年度において，一般社団法人環境共創イニシアチブの住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）又は一般社団法人静岡県環境資源協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業）（以下「ＺＥＢ補助金」という。）の交付決定を受けていること。

⑵　当該事業所が，建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に規定する第三者認証を受けており，当該認証における一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第１号イに規定する一次エネルギー消費量をいう。）に係る評価がＮｅａｒｌｙ　ＺＥＢ，ＺＥＢ　Ｒｅａｄｙ又はＺＥＢ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄに該当していること。

（補助対象設備）

第４条　補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は，別表に掲げる設備とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助対象者が行う補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

⑴　補助対象設備の設置工事の設計に要する経費

⑵　補助対象設備その他補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入，製造等に要する経費

⑶　補助対象設備の設置工事に要する経費（建屋の建設，既設の建築物又は設備の撤去及び土地造成，整地，地盤改良工事等の基礎工事に要する経費を除く。）

（補助金額）

第６条　補助金額は，補助対象経費に補助率３分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたと

きは，その端数を切り捨てる。）又は別表に定める補助限度額のいずれか少ない方の額を限度として予算の範囲内において，市長が認める額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助対象者は，補助金の交付を受けようとするときは，補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，市長に申請しなければならない。

２　補助対象者は，前項の申請に当たっては，当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは，これを減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては，この限りでない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は，前条第１項の申請があったときは，速やかにその内容を審査し，補助金の交付の可否を決定し，適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第２号）により，適当でないと認めたときは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

２　市長は，補助金の交付決定に際し，必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は，その内容又はこれに付された条件に不服があり，交付申請を取り下げようとするときは，当該交付決定の通知を受けた日から２週間以内に，その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは，当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（変更承認等）

第10条　補助事業者は，補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について，事業内容を変更し，中止し，又は廃止しようとするときは，あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第３号）により，市長に申請し，その承認を受けなければならない。ただし，事業内容の変更で補助対象経費の合計額に変更がないものについては，この限りでない。

２　市長は，前項の申請があったときは，速やかにその内容を審査し，変更等の可否を決定し，所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する年度の３月末日のいずれか早い方の日までに，実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

２　第７条第２項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は，前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は，これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条　市長は，前条第１項の報告があったときは，速やかにその内容を審査し，補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは，交付すべき補助金額を確定し，補助金額確定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第13条　補助事業者は，前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは，補助金交付請求書（様式第６号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は，前項の請求があったときは，速やかにその内容を審査し，適当と認めたときは，補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　第２条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑶　補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

⑷　補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

⑸　補助事業を中止又は廃止したとき。

⑹　ＺＥＢ補助金の交付決定が取り消されたとき。

⑺　前各号に掲げるもののほか，補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は，第１項の規定による取消しをしたときは，所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条　市長は，前条第１項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金を交付しているときは，期限を定めて，その返還を命じなければならない。

２　第７条第２項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は，第11条第１項の報告の後に，当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは，その金額（同条第２項の規定により減額して報告した場合は，減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに，当該金額を返還しなければならない。

（財産処分の制限等）

第16条　補助事業者は，補助事業により取得し，又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については，補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに，補助金の交付の目的に従って，効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は，財産のうち，取得価格又は効用の増加した価格が50万円を超える財産については，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において，市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，又は廃棄してはならない。

３　補助事業者が前項に規定する市長の承認を受けて財産を使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，又は廃棄したことにより収入があったときは，市長は，当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

（調査等）

第17条　市長は，補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において，補助事業者に対し，書類の提出若しくは報告を求め，又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第18条　補助事業者は，補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに，補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。ただし，財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については，当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

（協力）

第19条　補助事業者は，補助対象設備の使用状況等に関する調査その他市長が必要と認める事項に協力しなければならない。

（公表）

第20条　市長は，補助事業者，補助事業の内容等を公表するものとする。

（その他）

第21条　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成31年４月16日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和２年６月２日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については，なお従前の例による。

3　改正前の要綱の規定に基づく様式は，この要綱による改正後の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和３年７月７日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に，この要綱による改正前の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については，なお従前の例による。

3　改正前の要綱の規定に基づく様式は，この要綱による改正後の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和３年12月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に，この要綱による改正前の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については，なお従前の例による。

3　改正前の要綱の規定に基づく様式は，この要綱による改正後の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和４年６月28日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に，この要綱による改正前の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については，なお従前の例による。

3　改正前の要綱の規定に基づく様式は，この要綱による改正後の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は，令和５年６月20日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に，この要綱による改正前の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づき交付決定を受けた補助金については，なお従前の例

による。

3　改正前の要綱の規定に基づく様式は，この要綱による改正後の高知市自家消費型新エネルギー導入促進事業費補助金交付要綱の規定に基づく様式にかかわらず，当分の間，なお修正して使用することができる。

別表（第４条・第６条関係）

事業区分	補助対象設備	補助限度額
太陽光発電設備を導入する事業	次に掲げる要件の全てを満たす太陽光発電設備 ⑴　年間発電量の見込みが当該事業所の年間消費電力量の見込みを超えないこと。 ⑵　中古品でないこと。 ⑶　自立運転機能（停電時に電気を使用できる機能をいう。以下同じ。）を備えていること。ただし，太陽光発電設備と併せて，自立運転機能を備えた蓄電池設備を導入する場合は，この限りでない。	導入する太陽光発電設備の公称最大出力の合計値のキロワット数（その数に１未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）に10万円を乗じて得た額
蓄電池設備を導入する事業	次に掲げる要件の全てを満たす蓄電池設備 ⑴　中古品でないこと。 ⑵　定置用であること。 ⑶　太陽光発電設備から優先的に蓄電するものであること。 ⑷　自立運転機能を備えていること。	導入する蓄電池設備の定格容量のキロワット時数又は当該蓄電池設備を連系する太陽光発電設備の発電量のキロワット時数のいずれか少ない方の数（その数に１未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てる。）に10万円を乗じて得た額